当該更生担保権者に対しては、確定が第１回目の一般更生債権弁済日前のときは、第１回目弁済額を確定に応じて増額するものとし（第２回目弁済額も同様）、確定が第１回目の一般更生債権弁済日以降のときは、第２回目の一般更生債権弁済日における弁済額を確定に応じて増額することに加え、前記確定により増加した確定一般更生債権額に基づき、本来であれば第１回目の一般更生債権弁済日に当該更生担保権者に対して弁済すべきであった額を、第２回目の一般更生債権弁済日における弁済の際に、あわせて弁済するものとする。

第５節　弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所及び方法

更生計画による弁済は、すべて更生会社本店において行う。本店が移転した場合には、移転後の本店で行う。

ただし、更生担保権者または更生債権者が銀行等金融機関の口座への振込を求めたときは、振込により弁済を行う。振込費用は更生会社の負担とする。

２　放棄・取下債権の取扱

更生計画認可決定までに、更生担保権・更生債権の放棄または取下げがなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、放棄・取下後の残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡の取扱

⑴　債権者から届出債権について平成20年12月13日以後に、債権譲渡等（相続その他の包括承継及び弁済による求償権取得等を含む。以下同様とする）がなされた場合は、債権譲渡等がなかったものとしてこれらの届出にかかる確定更生債権を合算したうえで本章を当てはめて弁済額を算出し、得られた弁済額を債権譲渡等後の譲渡等後残債権と譲渡等債権の割合で按分して弁済するものとする。更生債権者が平成20年12月13日以後に複数の者に対して更生債権を分割して譲渡等した場合も同様とする。

⑵　平成20年12月13日以後に、更生担保権または更生債権の債権譲渡等がなされた場合に、当該債権の譲受等債権者が債権譲渡等の前から有する債権については、譲受等債権とは別に、本章により弁済額を算出する。

４　端数処理

１円未満の端数は切り上げて弁済する。

５　充当順序について

弁済する更生担保権または更生債権の中に、利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第６節　未確定一般更生債権に対する措置

１　提起されている更生債権査定の申立

管財人による一般更生債権の認否の結果について、査定申立を提起している一般更生債権者は、別表８「未確定一般更生債権一覧表」のとおりである。

２　未確定一般更生債権に対する措置

別表８「未確定一般更生債権一覧表」記載の未確定一般更生債権が確定したときは、一般更生債権として確定した額については、既に確定していた一般更生債権額と新たに確定した一般更生債権額の合計額から、既に支払い済みの更生債権額の累計額を控除した残額に対して第２章第４節及び同第５節の定めを適用して権利の変更を行い、これにより算定した弁済額から、既に確定していた一般更生債権額から既に支払い済みの更生債権額の累計額を控除した残額に対して第２章第４節及び同第５節の定めを適用して算定した弁済額を控除した残額を、新たに一般更生債権が確定した日から３カ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第３章　株主の権利の変更（省略）

第４章　募集株式の発行等（省略）

第５章　弁済資金の調達方法等（省略）

第６章　担保権等の処理等

第１節　担保権等の処理等

１　存続する担保権

⑴　不動産にかかる担保権

①　別表11―１「存続する担保権一覧表（不動産に係る更生担保権）」記載の各担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の被担保債権の限度で存続する。

②　別表11―１「存続する担保権一覧表（不動産に係る更生担保権）」に記載の各担保権は、当該担保権の目的物を管財人が売却することについて裁判所の許可を得たときに消滅する。この場合、管財人は、当該担保権設定登記の抹消登記手続を本更生計画及び当該売却に係る裁判所の許可書を原因証書として不動産登記法第63条により単独申請にて行うことができる。当該担保物権に係る担保権者は、当該担保権が消滅したときは当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

③　第２章第２節及び同第５節の定めに従って弁済が完了したとき、別表11―１記載の各担保権は消滅する。この場合、当該担保権者は当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

⑵　リースに係る担保権

①　別表11―２「存続する担保権一覧表（リースに係る更生担保権）」記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の被担保債権の限度で存続する。

②　リースに係る担保権は、第２章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅し、リースに係る担保権の目的（以下「リース物件」という）の所有権は、弁済が完了するまでは当該担保権者に帰属し、弁済完了後に管財人が求めたときは、当該担保権者の同意を得て当該リース物件の所有権放棄の手続を受ける。

管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から２週間以内に当該担保権者からの書面による不同意の意思表示が管財人に到達しないときは、当該担保権者は所有権放棄に同意したものとみなす。

リース物件につき当該担保権者による所有権放棄がなされないときは、当該担保権者は、その責任と費用負担において直ちに当該リース物件を引き揚げなければならない。

上記にかかわらず、第２章第２節の定めに基づく弁済完了前といえども、管財人が、書面により当該リース物件の引き揚げを求めた場合には、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を直ちに引き揚げなければならない。

この場合には、担保権者が当該リース物件を引き揚げた時点、または、上記引揚要求の書面が担保権者に到達して２週間経過した日のいずれか早い時点で、当該リースに係る担保権は消滅する。

上記にかかわらず、当該担保権者、更生会社及び相浦機械の合意により、当該担保権者と更生会社とのリース物件にかかる原リース契約が合意解約され、相浦機械が当該担保権者との間でリース物件の買取契約もしくは新規リース契約を締結し、または更生会社が当該担保権者にリース物件を返還した場合には、上記各契約の締結時またはリース物件返還時に、当該リースにかかる担保権は消滅する。